

## 第 15 章 準備書について環境の保全の見地から意見を 有する者の意見の概要

## 第15章 準備書について環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要

埼玉県環境影響評価条例第12条の規定に基づき、「(仮称)越谷都市計画事業 吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業環境影響評価準備書」の縦覧が、以下のとおり行われた。

期間：平成28年10月7日～11月7日

場所：埼玉県環境政策課、埼玉県越谷環境管理事務所、吉川市都市計画課、草加市都市計画課、越谷市都市計画課、八潮市都市計画課、三郷市都市デザイン課、流山市環境政策・放射能対策課

埼玉県環境影響評価条例第14条第1項の規定に基づき、平成28年10月7日（金）から平成28年11月21日（月）までの間、準備書についての環境の保全の見地からの意見を受け付けたが、関係住民からの意見はなかった。